

平成26年度発注工事における総合評価の評価基準見直しについて (加筆・修正情報)

(質問・回答 も併せてご確認ください。)

3/26付修正 (青字箇所)

- 「作業船の保有」について、当該工事における使用の有無をふまえた方式毎の考え方を追記しました。(P.1,2)
- 「専任補助者」の実績等付与について、一部修正しました。(P.4)

5/9付修正 (青字箇所)

- 技術者の能力等の同種工事の工事成績の対象期間について、一部追記しました。(P 1)

平成26年度発注工事における 総合評価の評価基準見直しについて

◆適用時期

平成26年4月1日以降に公告する工事より適用

◆問い合わせ窓口

- 中部地方整備局港湾空港部：nyuusatsu@pa.cbr.mlit.go.jp（担当：品質確保室）
- 本資料に対する質問と回答は中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html>）に掲載します。
 - ・個別案件毎の詳細は入札説明書を参照してください。
 - ・公表内容は予告なく変更する場合がありますので、必要な都度ご確認ください。

平成26年3月20日
中部地方整備局 港湾空港部

平成26年度発注工事における 総合評価落札方式の評価基準等の見直しの概要

1. 企業の能力等

1) 作業船保有に係る評価の拡大※

- 技術提案評価型(S型・チャレンジ型②) のみに適用していた「作業船保有」評価を、全ての方式に拡大する。
(また、自社保有(1社単独での保有) だけではなく複数社による共同保有についても評価する)

※ 施工能力評価型(I型・施工計画重視型)(I型)(II型)、技術提案評価型(S型)については、当該工事で活用する作業船のみ評価対象とする。

2) 保有作業船の窒素酸化物排出基準適合に係る評価

- 技術提案評価型(S型・チャレンジ型②) を除く全ての方式については、上述1) の保有作業船について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第19条の3、同施行令第11条の7 に基づく窒素酸化物放出基準の適合の有無についても評価する。

2. 技術者の能力等

1) 「専任補助者」制度の導入

- 監理(主任)技術者とは別に、これを補助する「専任補助者」の配置を認める。

2) 配置予定技術者の評価見直し等

- 専任補助者を配置する場合は、配置予定技術者の評価について、専任補助者の実績を用いる。
- 技術者の能力等の同種工事の工事成績における評価について、H13.4.1以降の全地方整備局・沖縄総合事務局・北海道開発局(港湾空港関係)の実績を対象とする。

作業船保有の評価拡大 及び 窒素酸化物排出規制対応作業船の評価

将来の港湾整備や災害時対応の担い手確保の一環として、作業船保有の評価を更に拡大するとともに、関連法令に基づく環境対応作業船の保有評価も併せて行う。

見直しの概要

- ・作業船保有の評価対象工事を、全工事に拡大する。
 また、自社保有(1社単独での保有)だけではなく複数社による共同保有についても評価する。
 ※1 施工能力評価型(I型・施工計画重視型)(I型)(II型)、技術提案評価型(S型)については、
 当該工事で活用する作業船のみ評価対象とする。
 (技術提案評価型(S型・チャレンジ型②)については、これまでと同様に当該工事に活用しない作業船も評価対象とする)
- ・併せて保有作業船に搭載された原動機※2について、下記の関連法令に基づく窒素酸化物放出基準の適合の有無についても評価※3する。
 ※2 評価対象となる原動機は、「作業船の保有」で評価された作業船に搭載された「全ての原動機」とする。
 ※3 技術提案評価型(S型・チャレンジ型②)については、平成25年度と同様に保有の評価のみとする。(原動機の仕様は不問)

評価対象作業船の船種

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

左表に示す主作業船のうち、原動機が設置されている船舶を対象とする。(規格不問)

※港湾請負工事積算基準 2-1-(16)
 「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」
 の内、主作業船を対象とする。

作業船保有の評価拡大 及び 窒素酸化物排出規制対応作業船の評価

（関連法令）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）

第十九条の三

船舶に設置される原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

同 施行令

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）

第十一条の七

法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、 定格出力が130kWを超え 、かつ、 定格回転数が毎分130回転未満 のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が 14.4以下 であること。
二 ディーゼル機関であつて、 定格出力が130kWを超え 、かつ、 定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満 のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が 44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下 であること。
三 ディーゼル機関であつて、 定格出力が130kWを超え 、かつ、 定格回転数が毎分2,000回転以上 のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が 7.7以下 であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。
備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。	

「専任補助者」の配置 及び これに伴う技術者評価方法の見直し

競争参加資格を有していながら同種工事の経験不足（＝総合評価において低評価）ゆえに配置されにくい、若手技術者の育成・技術力向上を目的として、専任補助者配置を前提とした評価の見直しを図る。
併せて、特定工種に経験が偏りがちな技術者について、幅広い工種での実績付与・技術力向上も支援する。

見直しの概要

- ・**監理（主任）技術者を補助する「専任補助者」の配置を認める。**
- ・**専任補助者を配置する場合は、技術者の能力等における「経験」「工事成績」の評価について専任補助者の実績を適用する。**
- ・**工事終了後は、監理（主任）技術者に当該工事の施工実績、工事成績を付与する。**

※専任補助者：

- ・監理（主任）技術者に求められるものと同等の資格を有する技術者であり、監理（主任）技術者と同等の職務を行う者をいう。
- ・現場代理人との兼務は可能とするが、他工事との兼務は認めない。（途中交代についても原則として認めない。）
- ・JVの場合は、代表者から選出できるものとする。



施工能力評価型(Ⅰ型・施工計画重視型)

評価項目		評価基準		配点	
★企業の技術力	簡易な施工計画	Ⅱ型			
		Ⅰ型			
①企業の能力等	過去15年間同種工事	より同種性の高い工事の実績あり	2.5	2.5	8
		同種性が認められる工事の実績あり	0		
	過去4年間当該工種平均点	80点以上	3.5	3.5	
		75~80点未満	2		
		70~75点未満	1		
		70点未満	0		
	過去3年間当該工種表彰	局長表彰	1.5	2 (Max)	
		所長表彰	0.5		
		安全表彰・下請表彰	0.5		
		表彰なし	0		
工事に使用する作業船の保有、環境対応の有無	いずれかの作業船を自社保有				
	いずれかの作業船を共同保有				
	保有なし				
	保有を評価した作業船に搭載された全原動機が海防法に定める窒素酸化物放出基準に適合 " いずれかの原動機が適合せず or 保有作業船なし				
②技術者の能力等	過去15年間同種工事	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	3	3	8
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	1.5		
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0		
	同種工事(H13.4.1以降)成績点	80点以上	3	3	
		75点以上80点未満	2		
		70点以上75点未満	1		
		70点未満	0		
	過去3年間当該工種技術者表彰	表彰あり	1	1	
		表彰なし	0		
	その他	CPD	ユニット数以上	1	
ユニット数未満			0		
③地域精通度等	過去5年間災害協定	表彰あり	2	2	
		協定あり	1		
		表彰・協定なし	0		
	過去5年間ボランティア	表彰又は実績あり	1	1	
		表彰・実績なし	0		
	過去15年間管内実績	当該区域実績あり	1	1	
管内実績あり		0.5			
実績なし		0			



作業船を使用する工事		作業船を使用しない工事			
配点		配点			
10点×2項目		10点×2項目			
2	2	8	2.5	2.5	8
0			0		
3	3		3.5	3.5	
2			2		
1			1		
0			0		
1	1.5 (Max)		1.5	2 (Max)	
0.5			0.5		
0.5			0.5		
0			0		
1	1				
0.5					
0					
0.5	0.5				
0					
3	3※	3	3※		
1.5		1.5			
0		0			
3	3※	3	3※		
2		2			
1		1			
0		0			
1	1※	1	1※		
0		0			
1	1	1	1		
0		0			
2	2	2	2		
1		1			
0		0			
1	1	1	1		
0		0			
1	1	1	1		
0.5		0.5			
0		0			

40

40

40

※「専任補助者」を配置する場合は同補助者の実績で評価する。

施工能力評価型(Ⅰ型)(Ⅱ型)

評価項目		評価基準		配点	
★企業の技術力	簡易な施工計画	Ⅱ型		提出を求めない	
		Ⅰ型		可否判定のみ	
①企業の能力等	過去15年間同種工事	より同種性の高い工事の実績あり	5	5	16
		同種性が認められる工事の実績あり	0		
	過去4年間当該工種平均点	80点以上	7	7	
		75~80点未満	4		
		70~75点未満	2		
		70点未満	0		
	過去3年間当該工種表彰	局長表彰	3	4 (Max)	
		所長表彰	1		
		安全表彰・下請表彰	1		
		表彰なし	0		
工事に使用する作業船の保有、環境対応の有無	いずれかの作業船を自社保有	/			
	いずれかの作業船を共同保有				
	保有なし				
	保有を評価した作業船に搭載された全原動機が海防法に定める窒素酸化物放出基準に適合 " いずれかの原動機が適合せず or 保有作業船なし				
②技術者の能力等	過去15年間同種工事	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	6	6	
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	3		
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0		
	同種工事(H13.4.1以降)成績点	80点以上	6	6	
		75点以上80点未満	4		
		70点以上75点未満	2		
		70点未満	0		
	過去3年間当該工種技術者表彰	表彰あり	2	2	
		表彰なし	0		
	その他	CPD	ユニット数以上	2	2
ユニット数未満			0		
③地域精通度等	過去5年間災害協定	表彰あり	4	4	
		協定あり	2		
		表彰・協定なし	0		
	過去5年間ボランティア	表彰又は実績あり	2	2	
		表彰・実績なし	0		
	過去15年間管内実績	当該区域実績あり	2	2	
		管内実績あり 実績なし	1 0		



作業船を使用する工事		作業船を使用しない工事	
配点		配点	
提出を求めない		提出を求めない	
可否判定のみ		可否判定のみ	
4 0 6 4 2 0 2 1 1 0 2 1 0 1 0	4 6 3 (Max) 2 1 1 1	16	5 0 7 4 2 0 3 1 1 0 /
6 3 0 6 4 2 0 2 0 4 2 0 2 0 2	6 6 2 2 2 4 2	16	6 3 0 6 4 2 0 2 0 4 2 0 2 0 2
2 0 2 1 0	2 2 2 2	8	2 0 2 1 0

40

40

40

※「専任補助者」を配置する場合は同補助者の実績で評価する。

技術提案評価型(S型)

評価項目		評価基準		配点	
★企業の技術力	技術提案	1テーマ		30	
		2テーマ		40	
①企業の能力等	過去15年間同種工事	より同種性の高い工事の実績あり	3	3	8
		同種性が認められる工事の実績あり	0		
	過去4年間当該工種成績点	80点以上	3	3	
		75～80点未満	2		
		70～75点未満	1		
		70点未満	0		
	過去3年間当該工種表彰	局長表彰	1.5	2 (Max)	
		所長表彰	0.5		
		安全表彰・下請表彰	0.5		
		表彰なし	0		
	工事に使用する作業船の保有、環境対応の有無	いずれかの作業船を自社保有		/	
いずれかの作業船を共同保有					
保有なし					
保有を評価した作業船に搭載された全原動機が海防法に定める窒素酸化物放出基準に適合					
〃 いずれかの原動機が適合せず or 保有作業船なし					
②技術者の能力等	過去15年間同種工事	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	3	3	8
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	1		
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0		
	同種工事(H13.4.1以降)成績点	80点以上	3	3	
		75点以上80点未満	2		
		70点以上75点未満	1		
		70点未満	0		
	過去3年間当該工種技術者表彰	表彰あり	1	1	
		表彰なし	0		
	その他	CPD	ユニット数以上	1	
ユニット数未満			0		
③地域精進度等	災害協定	表彰あり	2	2	4
		協定あり	1		
		表彰・協定なし	0		
	ボランティア	表彰又は実績あり	1	1	
		表彰・実績なし	0		
	管内実績	当該区域実績あり	1	1	
		管内実績あり	0.5		
	実績なし	0			



作業船を使用する工事			作業船を使用しない工事		
配点		作業船を使用する工事	配点		作業船を使用しない工事
30			40	30	
40		40			
2.5	2.5	8	3	3	8
0			0		
2.5	2.5		3	3	
1.5			2		
0.5			1		
0			0		
1.5	1.5 (Max)		1.5	2 (Max)	
0.5			0.5		
0.5			0.5		
0			0		
1	1		/		
0.5					
0					
0.5	0.5	/			
0					
3	3 ※	8	3	3 ※	
1			1		
0			0		
3			3		
2			2		
1	3 ※	8	1	3 ※	
0			0		
1			1		
0	1 ※	8	0	1 ※	
1			1		
1	1	8	1	1 ※	
0			0		
1			1		
2	2	8	2	2	
1			1		
0			0		
1			1		
0	1	8	0	1 ※	
1			1		
0			0		
1	1	8	1	1	
0.5			0.5		
1			1		
0			0		

50
(60)

50
(60)

50
(60)

※「専任補助者」を配置する場合は同補助者の実績で評価する。

技術提案評価型(S型・チャレンジ型)

評価項目		評価基準		平成25年度		平成26年度	
				チャレンジ型①	チャレンジ型②	チャレンジ型①	チャレンジ型②
				配点	配点	配点	配点
★企業の技術力	技術提案	1テーマ		30	30	30	30
		2テーマ		40	40	40	40
①企業の能力等	過去15年間同種工事	より同種性の高い工事の実績あり	3	3	3	3	3
		同種性が認められる工事の実績あり	0	3	0	3	3
	過去5年間関連分野の技術開発	NETIS-Vまたは港湾関連民間技術の自社開発あり	2				
		NETIS-Aまたは特許権の自社開発あり	1	2			
		該当なし	0				
	作業船の保有状況	自社保有船あり			1	1	1
		共同保有船あり			0	1	1
自社保有船なし				0			
過去5年間災害協定	表彰あり			1	1	1	
	協定あり			0.5	1	1	
	表彰・協定なし			0			
過去5年間ボランティア	表彰又は実績あり			1	1	1	
	表彰・実績なし			0			
②技術者の能力等	過去15年間同種工事	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4	4	4	4	4
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	2	4	2	4	4
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0		0		
	その他	CPD	ユニット数以上	1	1	1	1
		ユニット数未満	0	1	0	1	1

40
(50)

40
(50)



チャレンジ型①	チャレンジ型②	
	作業船を使用する工事	作業船を使用しない工事
配点	配点	配点
30	30	30
40	40	40
3 0 2 1 0	3 2 1 0	3 3 2 1 0
5	5	5
4 2 0 1 0	4 4 0 1 0	4 4 0 1 0
40	40	40

40
(50)

40
(50)

40
(50)

※「専任補助者」を配置する場合は同補助者の実績で評価する。